

議案第 18 号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項中「（遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。